

浅野国際特許事務所

東京都港区赤坂 7-6-41 赤坂七番館 204

TEL:03-3585-0120 FAX:03-3585-0240

国際知的財産戦略研究所 副所長 浅野卓

## GI [地理的表示] について (ご回答)

【1】日本とEUとのEPA発効後、GI製品の相互保護がされるようになります。

現在、カマンベール ド ノルマンディーや、ゴルゴンゾーラ、パルミジャーノ レッジャーノ等の26種のチーズについて、日本国内の消費者や生産・流通・販売に与える影響を考慮し、国民一般に意見書の提出を求めています(2017年10月11日まで)。

【2】GIとは、「生産地に由来した特性」を有する農林水産物等の名称の表示です。

したがって、「生産地」「特性」「生産地と特性の不可分性」の3点が非常に重要です。

そのため、特定の生産地との混同を生ずるような名称の使用は厳しいです。

カマンベールは一般名称なので、北海道産カマンベールはOKですが、GI製品の名称自体、例えば、北海道産ゴルゴンゾーラは使用できません。

パルメザン風(流、式、型、法)チーズや、北海道産パルメザンチーズは、今後のEUとの交渉次第ですが、使用は難しいでしょう。

【根拠資料】EU農産物等規則13条1項

【3】例えばEUでは、チェダーチーズとエダムチーズは、一般のチーズと比べて、PDO製品で約2倍、PGI製品で約1.5倍の価格で取引されています。

原料となる牛乳についても、コンテチーズ用の牛乳は、10%アップの価格で取引されています。

また、小売価格の農家への配分率の上昇や、価格下落局面における価格下支え、国内外のシェア拡大の効果もあり、その結果、新たな雇用も生まれています。

【根拠資料】

農林水産政策研究所『地理的表示の保護制度について—EUの地理的表示保護制度と我が国への制度の導入—』(2012年)

内藤恵久「地理的表示の保護制度について」早稲田大学日米研究機構2012年度報告書

石川武彦「農林水産物・食品の地理的表示保護制度の創設(上)」立法と調査2014年7月

---

【4】日本産のチーズについては、現在のところ、農水省の地理的表示の登録も、特許庁の地域団体商標の登録も見当たりません。

しかし、特に GI 制度が浸透している、イタリア、フランス、スペインに輸出する場合には、日本で GI 登録しておくべきです。

価格の上昇だけでなく、売り場自体が変わる場合もある等、非常に大きな効果を発揮すると思われます。

---

【5】GI 制度は、単なる名称の登録制度ではなく、名称の登録とともに、国による品質保証（お墨付き）の制度です。まさにブランド戦略に関する制度と言えます。

---

【6】国のお墨付きの効果として、①GI の保護について独自の制度を有する国（とくに EU）への輸出の増加や、EU と同様に、②価格・売上・利益の上昇、③小売価格の農家への配分率の上昇、④価格下落局面における価格下支え、⑤国内外のシェアの拡大、⑥雇用の増加が挙げられます。（【3】参照）

また、⑦地場産品についての価値の再発見や誇り・自信の醸成、⑧産地結集の効果も挙げられます。

さらに、将来的には、⑨農観連携や、⑩GI 産品同士の相乗効果・他の産品への波及効果も期待できます。

---

【7】GI 登録で大変なのは、申請にあたっては、①地域の多岐にわたる関係者のとりまとめ、②申請書の記載内容について厳しく客観的根拠が要求される点と、登録後は、③毎年の生産行程管理業務（生産・加工が登録内容に適合して行われるようにするため必要な指導・検査等）をしなければならない点です。

GI は登録がゴールではなく、GI を使って地域活性化につなげることが目的です。

したがって、申請については、特許事務所などの専門家に任せ、地域の方は、その後の地域活性化のビジネスモデルを考えるべきです。

以上